

これまでの検討委員会の振り返り

林野庁
令和7年9月

1 開催概要



R2年度～R5年度

森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

- 森林経営管理法の所有者不明森林等の特例措置を適切に運用できるよう、特例措置の適用可否に係る判断基準を整備
- ケーススタディや現地検討会も交えつつ、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防備機能等の多面的機能の発揮と森林の管理水準の関係についての科学的な知見、財産権の補償を踏まえた特例措置の運用に関する見解について議論・整理

R6年度～

所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会

- 森林の面的な集約化に向けて、森林経営管理制度以外の法制度も含めた、各種法制度の活用を深掘りする

1 開催概要

- 令和2～6年度までに、合計15回の検討委員会を実施。令和4年4月に、本検討委員会にて議論した内容を「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」として整理（令和5年2月、令和6年4月にそれぞれ改訂）。

(森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会)

第1回	令和2年8月19日	書面開催
第2回	令和2年11月17日	ウェブ開催
第3回	令和3年1月18日	ウェブ開催
第4回	令和3年6月15日	ウェブ開催
第5回	令和3年8月18日	ウェブ開催
第6回	令和3年11月8日	現地検討会（岐阜県郡上市）
第7回	令和4年1月28日	対面＋ウェブ開催
第8回	令和4年7月15日	対面開催
第9回	令和4年10月25日	現地検討会（長野県上田市）
第10回	令和5年1月20日	対面＋ウェブ開催
第11回	令和5年7月21日	対面＋ウェブ開催
第12回	令和5年11月8日	現地検討会（青森県三戸町）
第13回	令和6年2月7日	対面＋ウェブ開催

(所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会)

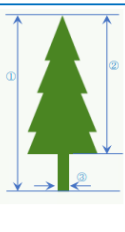
第1回	令和6年12月11日	対面＋ウェブ開催
第2回	令和7年2月13日	対面＋ウェブ開催

業務参考資料

所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン

令和6年4月
林野庁森林利用課 森林集積推進室

に用いられている指標で判断してよい、この間等が普及している知見をもとに判断してもよいとすることが考えられる。
とすることが考えられる。
予想表等から林齢毎の成立本数の妥当性を評価することが考えられる。



に対する生きた枝の長さ(②÷①)です。冠の下層まで十分枝が枯れて②が小さくなります。一般的に葉性が高いと考慮すべきです。
径③で割って得られて生育すると幹の形状となるため、形状に形状比が80を有する状態にあり、風干されます。

特例措置の活用を考えたい
はあるか(あるいは判断することは可能か)。
用の場合、地形傾斜が30～35度以上を整備が考えられる。
度が高い場合には、微地形表現図や地質図況等から、地域ごとに目安を置くことも考
いる

保安林に指定されているため優先的に取り組むべきか。

2 ガイドライン概要

- 令和4年4月に、森林経営管理制度に基づく所有者不明森林等における特例措置活用を進めるための「ガイドライン」を作成（令和5年2月、令和6年4月に改訂）。

【ガイドラインのポイント】

① 森林所有者の探索方法を詳細に解説

② Q&A形式で具体の活用場面における疑問に対応

③ 実際の活用事例やケーススタディの掲載

④ 森林経営管理制度以外の各種法制度を網羅

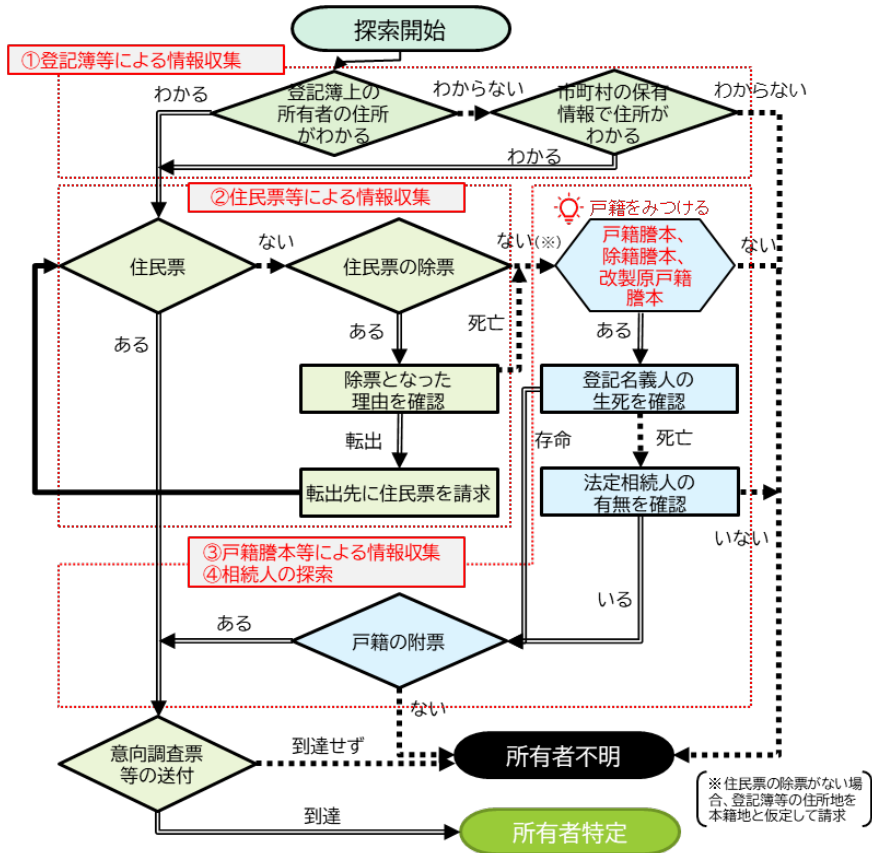
ガイドラインの構成

- 1 所有者不明森林を取り巻く状況
- 2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性
- 3 共有者不明森林等に係る特例の手続
- 4 具体の活用場面における検討(Q&A)
- 5 ケーススタディ
- 6 その他法制度の活用
- 7 森林の管理水準に関する資料集(別冊)

2 ①森林所有者の探索方法を詳細に解説

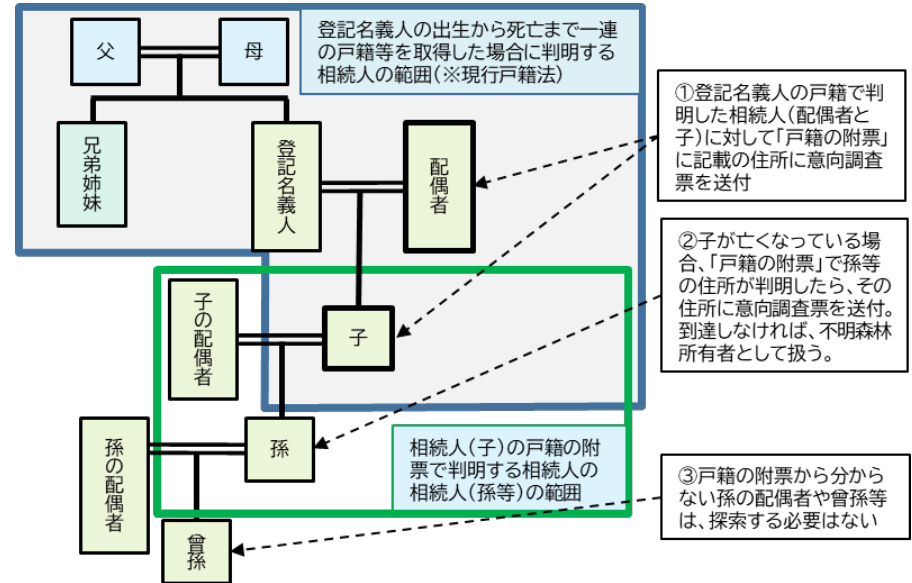
- 探索では、森林に関する「登記簿」等の情報から、不明森林所有者の「戸籍」を探り当てることが**最も重要なポイント**。
- 登記簿上の所有者が死亡していた場合の探索範囲は、**原則として、登記簿上の所有者及びその戸籍謄本等から判明する相続人に限定**。

探索のフローチャート



【所有者が死亡していた場合の探索範囲】

- 登記簿上の所有者が死亡していた場合の探索範囲は、原則として、登記簿上の所有者及びその戸籍謄本等から判明する相続人に限定される。
- ただし、相続人（子）が亡くなっている場合であって、相続人（子）の「戸籍の附票の写し」等から、相続人の相続人（登記名義人の孫等）の現住所が判明したときは、孫等に対して、意向の確認を行う。



2 ②Q&A形式で具体の活用場面における疑問に対応

- 森林経営管理制度の特例措置は、森林の有する公益的機能の発揮はもちろんのこと、木材生産を目的とする場合なども含め、地域のニーズに応じて、柔軟に活用が可能。
- 森林整備が必要かどうかの判断やどのような経営管理を行うかといった点も、特例措置であるという理由で特別な判断基準の設定や経営管理を行う必要はない。

ガイドラインに掲載している主なQ&A（抜粋）

[Q5] 森林整備の必要性の具体的判断基準？

Q： 森林整備が必要な森林の判断の目安として、どのような指標を用いることとすればいいか。

A： 以下のような指標を参考にして、林分の過密状態を判断することが考えられます。

(ア) 樹冠長率（樹冠の長さ÷樹高）

40%以下の場合、整備の対象とすることが考えられます。

(イ) 形状比（樹高÷胸高直径）

80以上の場合、整備の対象とすることが考えられます。

(ウ) 立木密度

施業履歴、施業体系図、収穫予想表等から林齢ごとの成立本数の妥当性を評価することが考えられます。

[Q13] 主伐（皆伐）を実施したい

Q： 主伐（皆伐）を実施することは可能か。

A： 林業経営者へ再委託する場合など、林業経営の効率化を目的として特例措置を活用する場合には、主伐（皆伐）を実施することも、当然可能です。

[Q15] 所有者不明森林の境界の明確化は？

Q： 所有者不明森林については、片側の所有者にしか境界の確認を求めることができないが、集積計画を定めてもよいか。

A： 境界の明確化は、現地の状況（林相）や既存の図面の状況、森林整備の内容に応じて実施することで、差し支えない。例えば、一体的に合意形成が図られた森林内に介在する森林が所有者不明である場合、境界を明確に確定する必要性は低いことから、当該森林の外側の所有者による確認のみとすることも可能。

[Q21] 確知した所有者から返信がない

Q： 共有者不明森林で特例措置を講じようと考えているが、判明した共有者のごく一部から「同意する」旨の返事がないので、法第16条の確知所有者不同意森林の特例の活用を検討したい。

A： 確知所有者不同意森林の特例措置が活用可能。当該者が市内在住で従前からやりとりがなければ、原則、書類のやりとりのみで特例措置の手続を進めて差し支えありません（書留郵便等の利用は必要）。

3 所有者不明森林等の特例措置の活用状況

- 令和5年度末までに、意向調査を実施した市町村のうち、156市町村が森林所有者の探索を実施。特例措置の活用は現時点で、12市町で13件（活用に向けた公告を含む）。

【特例の概要】

共有者不明森林の特例

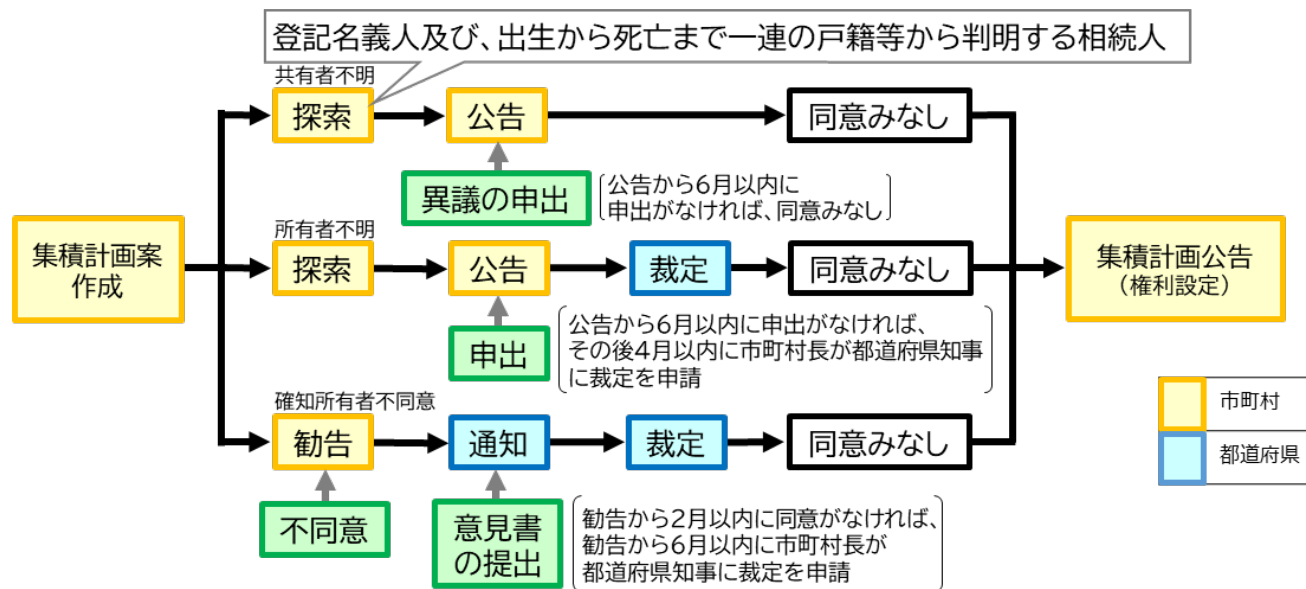
- ・ 森林所有者の一部が不明
- ・ 知っている全員が計画作成に同意

所有者不明森林の特例

- ・ 森林所有者全員が不明

確知所有者不同意森林の特例

- ・ 森林所有者の一部又は全員が不同意



令和5年度までの取組状況

- 探索に取り組んだ市町村 156市町村
- 探索を行った所有者等 約10,500人
約 6,300ha
- うち判明した所有者等 約 5,800人
約 3,500ha

特例措置の活用件数（手続中を含む） 13件（12市町）

- ・ 共有者不明森林 7件：鳥取県若桜町（R3.10）、京都府綾部市（R5.4）、北海道千歳市（R5.7）、群馬県甘楽町（R5.9）、長崎県波佐見町（R5.12）、石川県白山市（R6.12）、宮城県大崎市（手続中）
- ・ 所有者不明森林 5件：青森県三戸町（R5.12）、群馬県中之条町（R7.2）愛知県設楽町（手続中）、北海道苫小牧市（手続中）、岐阜県飛騨市（手続中）
- ・ 確知所有者不同意森林 1件：京都府綾部市（R5.4） ※（ ）内は経営管理権設定時期

3 所有者不明森林等の特例措置の活用状況（令和7年8月時点）

- これまでに3種類全ての特例措置の活用事例あり
- 順次、経営管理実施権（配分計画）の設定や森林整備に進んでいる

番号	都道府県	市町村名	特例	面積	特例公告始期	進捗					備考
						特例公告	裁定	経営管理権 の設定	経営管理実施権 の設定	森林整備	
1	鳥取県	若桜町	共有者不明森林の特例	0.57ha	令和3年3月	済	-	済	設定しない	済	
2	京都府	綾部市	確知所有者不同意森林の特例	0.33ha	-	-	済	済	設定しない	済	No.3と同一森林
3	京都府	綾部市	共有者不明森林の特例	-	令和4年10月	済	-	済	設定しない	済	No.2と同一森林
4	青森県	三戸町	所有者不明森林の特例	1.72ha	令和4年12月	済	済	済	設定しない	済	
5	北海道	千歳市	共有者不明森林の特例	0.11ha	令和4年12月	済	-	済	設定しない	済	
6	群馬県	甘楽町	共有者不明森林の特例	0.33ha	令和5年3月	済	-	済	済	未着手	
7	長崎県	波佐見町	共有者不明森林の特例	3.78ha	令和5年5月	済	-	済	設定しない	済	
8	石川県	白山市	共有者不明森林の特例	0.79ha	令和6年5月	済	-	済	済	未着手	
9	群馬県	中之条町	所有者不明森林の特例	0.05ha	令和6年7月	済	済	済	未		
10	愛知県	設楽町	所有者不明森林の特例	1.48ha	令和6年8月	済	済	未			
11	北海道	苫小牧市	所有者不明森林の特例	0.17ha	令和7年1月	済	未				
12	宮城県	大崎市	共有者不明森林の特例	0.14ha	令和7年2月	済	-	未			
13	岐阜県	飛騨市	所有者不明森林の特例	0.11ha	令和7年2月	済	未				

所有者不明森林における集積計画の策定 | 群馬県中之条町

- 中之条町は、**地元からの要望や災害防止**の観点から整備の必要性が高い森林を優先的に森林経営管理制度を活用する方針。
- 町内の森林所有者が不明な森林で、本制度に係る**所有者不明森林の特例措置**を活用。今後、森林所有者が判明している**周辺森林と一体的に森林整備を進める**予定。

【対象地区の概要】

- 対象地区において地元から伐採要望があり、施業の方法を検討。
- 周辺森林は、傾斜が急な土地が多いが、当該森林（0.05ha）は傾斜が緩やかで道路に面していることから、施業時の進入路として適している。
- このため、当該森林の経営管理権が得られない場合、伐採要望箇所を含め、周辺森林の施業が一切行えなくなる状況。
- 町は周辺森林との一体的な施業が有効であると判断し、特例措置を活用して森林整備を進める考え。

【具体的な手続】

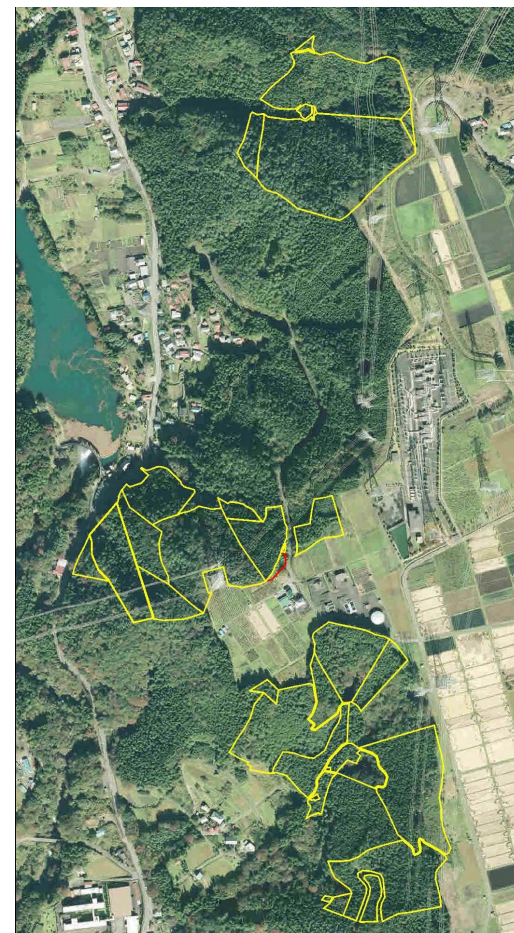
- 令和6年5月：対象森林の意向調査を実施するも、宛先不明で返送。
- 令和6年6月：登記簿の情報を基に、森林所有者の住所地へ戸籍関係書類を請求。
- 令和6年6月：戸籍関係書類について、該当なしとの回答。
- 令和6年7月：所有者不明森林の特例措置に係る公告を開始。
- 令和7年1月：6か月の公告期間中に申出がなかったため、町は県へ裁定を申請。

【探索の結果】

- 登記簿上の森林所有者は1名。
- 所有者探索のため、登記名義人の住所地の市町村に対し、住民票、戸籍謄本、除籍謄本等を請求したが、該当なしとの回答。
- 周辺土地所有者などへ聞き込みを実施したが、当該森林所有者に係る情報を得られなかった。
- 登記簿には、大正14年に売買されて以後の記載がなく、それ以上の探索が困難であることから、町は所有者不明森林の特例措置を活用。

【経営管理の内容】

- 計画期間は20年間。期間内に主伐または間伐を実施し、年1回以上の巡視を実施予定。
- 周辺森林と一体的に施業する事で、地域全体の森林資源の循環利用および、効率的な施業を実現したい考え。



- 集積計画策定森林（19.23ha）
- 所有者不明森林（0.05ha）

共有者不明森林における集積計画の策定 | 石川県白山市

はくさん

- 白山市では、協議会で関係者と意見交換しつつ、森林経営管理制度を活用して施業集約化、森林資源の有効活用を推進。
- 配分計画策定予定の森林のうち、人工林2筆について共有者の一部が不明。市は共有者不明森林の特例措置を活用し、集積計画及び配分計画を策定し、林業事業体へ再委託するとともに、間伐・主伐・再造林を実施する予定。
- 今回の事例をモデルケースとして、市内の森林整備を加速させたい考え。

【対象地区（森林）の概要】

- 当該森林は1回目の間伐から10年以上が経過しており、近年の豪雨災害等で小崩壊が起るなど、早急に森林整備が必要な状況。
- 集積計画を策定しようとしている森林45.82ha（456筆）のうち、0.27ha（2筆）の森林で共有者の一部が不明。
- 当該森林について、共有者不明森林の特例措置を活用し、周囲の森林と一体的に整備を実施予定。

【探索の結果】

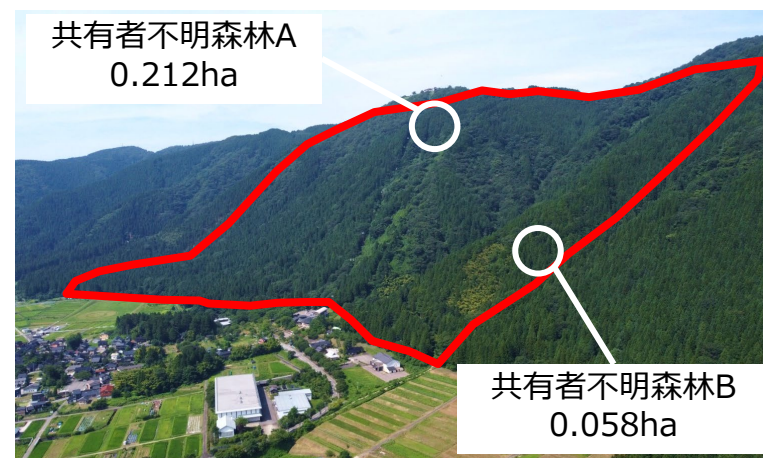
森林	探索の結果
A 0.212ha	<ul style="list-style-type: none">● 登記簿上の森林所有者2名中1名が不明。● 戸籍謄本等の公的書類を請求するも、「該当なし」との回答。● 戸籍謄本等を取得できないため、所有者不明と判断。
B 0.058ha	<ul style="list-style-type: none">● 登記簿上の森林所有者4名中1名が不明。● 戸籍謄本等の公的書類を請求するも、「該当なし」との回答。● 戸籍謄本等を取得できないため、所有者不明と判断。

【具体的な手続】

- 令和4年度：対象地区の意向調査を実施。
- 令和5年6月～12月：対象森林の所有者の探索実施。
- 令和6年4月：対象地区の経営管理権集積計画案を作成。
- 令和6年5月：集積計画案を作成した森林のうち2筆で共有者の一部が不明であったため、共有者不明森林の特例措置に係る公告を開始。
- 令和6年12月：6か月以内に異議の申出がなかったため、集積計画を公告し、経営管理権を設定。

【経営管理の内容】

- 計画期間は15年間。
- 令和7年中に、周囲の集積計画策定森林と合わせて、配分計画を策定する予定。
- 配分計画を策定した後、間伐・主伐・再造林を実施する考え。



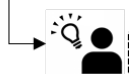
集積計画策定予定森林（45.82ha）

4 その他法制度の活用（例）

- 森林経営管理法以外にも、所有者不明等に対するその他法制度の活用が可能。ガイドラインに想定されるケースごとに整理している。

（1）行政機関による手続のみで対応可能な制度

①共有者不確知森林制度



不明共有者の立木持分を取得、土地所有権の設定

②認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例 (地方自治法260条の38)



集落有林で関係権利者が多数に及ぶ森林の権利関係を整理

③入会林野近代化法の活用



入会林で関係権利者が多数に及ぶ森林の権利関係を整理

（2）司法機関の関与が必要な制度

改正民法(令和5年4月1日施行)に基づく措置

①共有持分の取得(改正民法262条の2)



共有状態を解消して森林整備

②不明共有者を除いた合意形成(改正民法251条, 252条)



確知した所有者のみで保育間伐を実施

③所有者不明土地管理制度(改正民法264条の2~8)



所有者不明の隣接地との境界確定等を実施

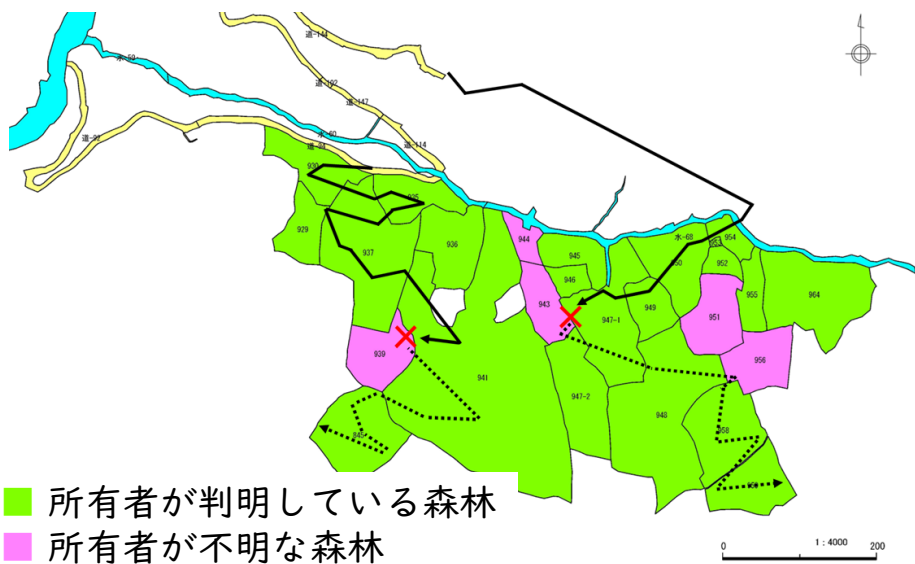
4 その他法制度の活用も考えられる事例

- ケーススタディを重ねる中で、森林経営管理制度以外の手法による対応も考えられる所有者不明森林の事例も散見

⇒ 各種法制度の活用に係る議論・整理を進めていく必要性

① 愛媛県久万高原町の事例

- 作業道の開設のみ
森林法（第50条、51条）に基づく使用権の設定など

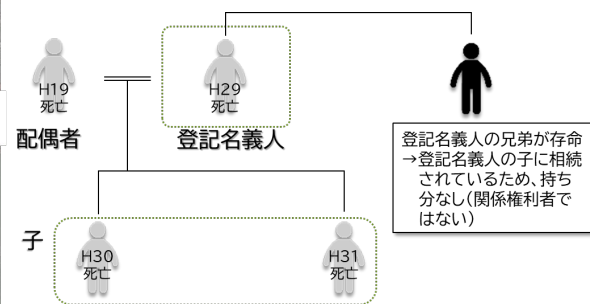


② 青森県三戸町の事例

- 所有者不存在の森林
相続財産清算人や所有者不明土地管理人制度の活用など



<対象森林空中写真>



<相続関係説明図>

5 今後の検討委員会の進め方 案

- 令和6～8年度にかけて、以下のスケジュール感で検討を進める

令和6年度

- ・ 森林の集約化に向けた各種法制度の活用に係る論点・注意事項の提示
- ・ モデル事業の紹介
- ・ 探索等工程調査実施箇所のカーススタディ

令和7年度

- ・ 森林の集約化に向けた各種法制度の活用に係る議論・整理
- ・ 各種法制度活用に関するカーススタディ
- ・ 改正森林経営管理法施行に向けた運用の整理

令和8年度

- ・ 森林の集約化に向けた各種法制度の活用に係る議論・整理
- ・ 各種法制度活用に関するカーススタディ

5 今後の検討委員会の進め方 案

〈令和7年度〉

1. 森林経営管理法だけでなく、
その他法制度を含めた所有者不明森林の対応について議論する。
2. そのために、引き続きケーススタディを積み上げていく。
 - ・ 各種法制度の活用を検討できるもの
 - ・ 初めから終わりまで追跡調査できるもの
 - ・ 複雑な探索や対応を要するものを優先して取り上げる。
3. 改正森林経営管理法施行に当たり、新たにガイドライン等に盛り込むべき論点について議論する。